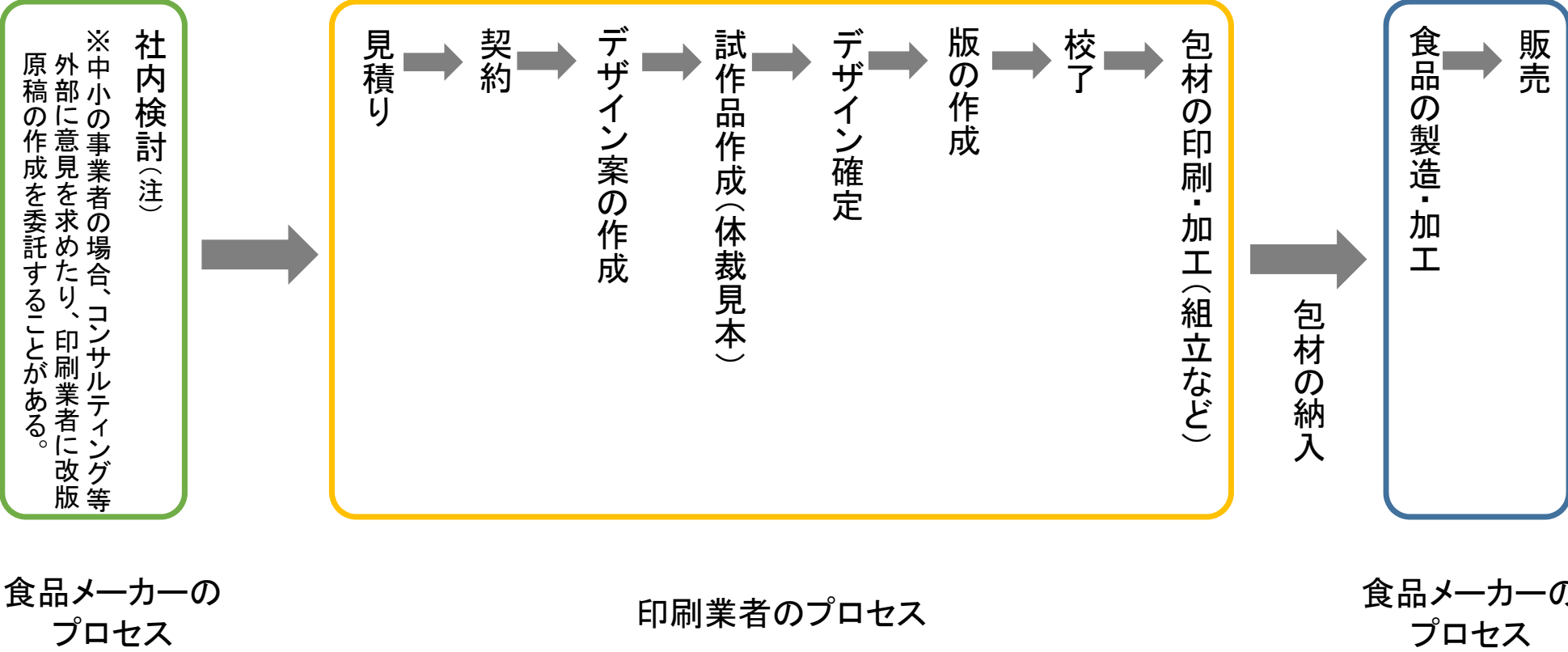


通常の食品表示に係る改版の流れ(販売まで)



(注) 表示変更部分の法令との適合性の確認、パッケージ全体のデザイン検討、表示変更に伴う規格書の変更(表示内容が規格書にも記載されている場合、表示の変更に合わせた規格書の修正が必須)、ブランドオーナーや販売先(取引先)との調整(PB商品や留型商品(※)の表示切替及びパッケージ全体のデザイン変更内容について、販売者や販売先(取引先)に報告し、了承を得ることが必要)など

※ 留型商品:販売先(取引先)であるメーカーごとの注文に応じた容量や配合等で販売する商品

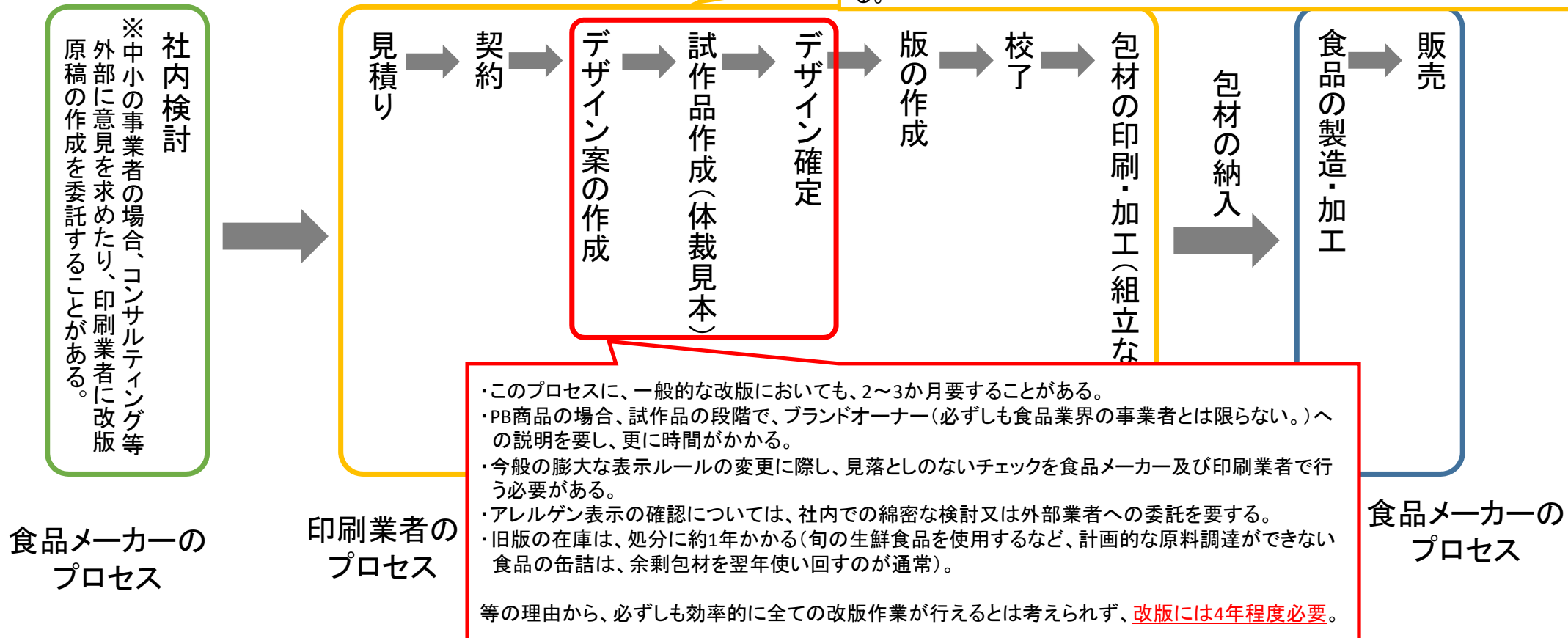
今般の表示ルール変更に伴う、缶詰の表示に係る改版の流れ(販売まで)

- 【前提】
- ・缶詰製品の印刷業者(製缶業者)の数: 全国で10社
 - ・現在の保有製品版数: 約30,000点(10社合計)
 - ・製缶業者の1年当たりの稼働日数: 約210日

製缶業者の1日当たりの最大改版能力は、約50点(10社合計)

→ 改版には、効率的に作業を行えたとしても、 $30,000 \div 50 \text{点/日} \div 210 \text{日} = \text{約3年}$ を要する。

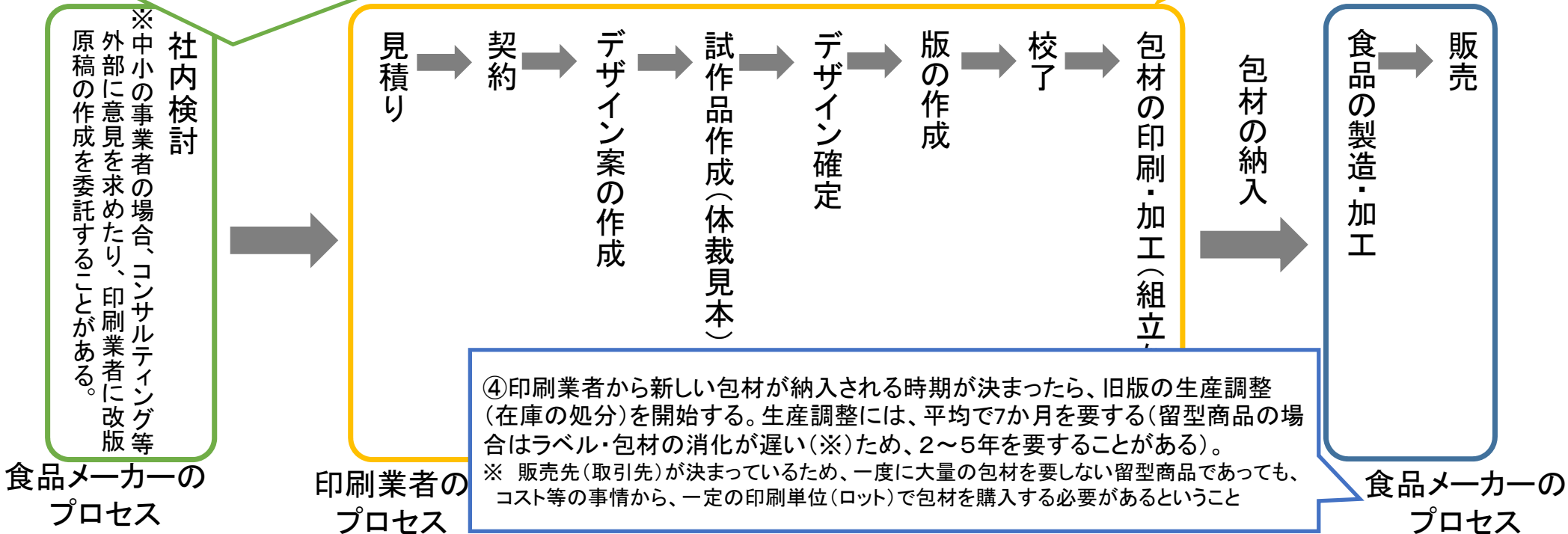
※ 今般のルール変更以外の都合による改版(定期的なデザイン変更)や春秋等に集中する新版の作成により、更に期間を要する可能性がある。



今般の表示ルール変更に伴う、添加物の表示に係る改版の流れ(販売まで)

- ①販売先(取引先)に対する、表示項目の変更の連絡及び承認には、最長で11か月かかる。
※ 添加物の多くは業務用添加物。業務用添加物は、原料として使用されるため、留型商品が多く、小規模なメーカーでも数百アイテムの包材を有していることがある。留型商品は、販売先(取引先)に対し、アイテムごとに、表示変更の説明をし、了承を得ることが必要。その際、限られた人員で外勤や出張を行うこととなる。
- ②社内における表示案やデザイン案の立案、規格書の改訂・再発行には、最長で16か月かかる。

③見積りから納入までに最長で5か月を要する。



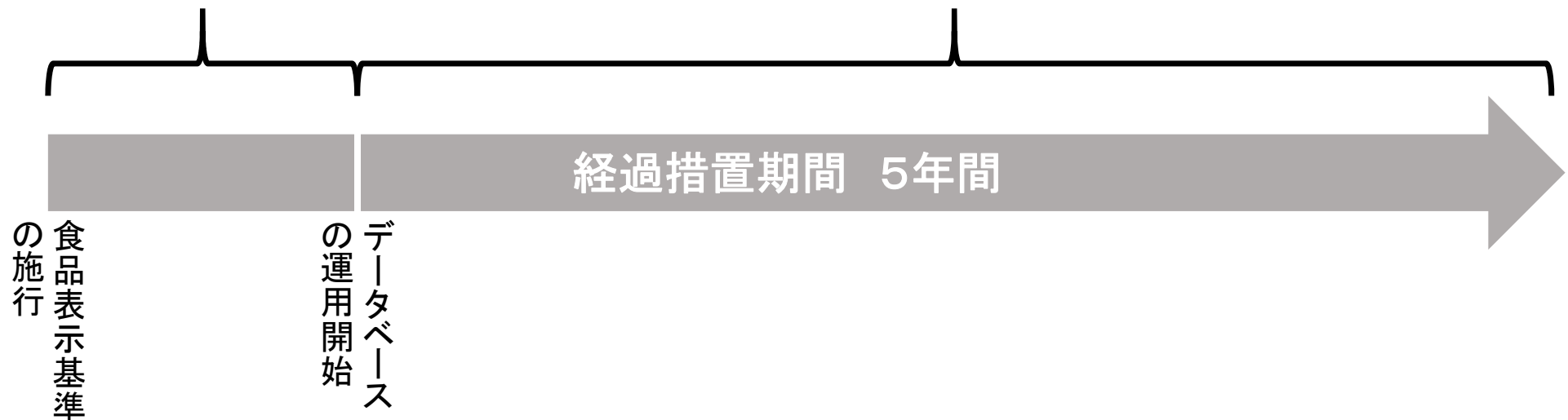
①～④の各プロセスで最長要する期間を足し合わせると、39か月以上を要する。平成20年の加工デンプンに係る食品衛生法施行規則改正の際に2年半の経過措置期間を設けた例があるが、今回はその改正の際とは異なり、ほぼ全ての添加物について表示の変更が生じること、賞味期限の長い業務用添加物(例:5年)については、経過措置期間内に販売できないと、製品の在庫消化ができなくなってしまうことを考慮すると、4年程度の経過措置期間が必要であると考えられる。

食品表示基準における経過措置期間の案

したがって、加工食品と添加物の経過措置期間については、製造所固有記号制度のデータベース整備に要する期間(1年間)に加え、4年間を設ける必要がある。

製造所固有記号制度のデータベース
整備に要する期間(1年間)

加工食品及び添加物の表示の
改版に要する期間(4年間)



※ 消費者庁としては、5年以内の可能な限り早い時期に、事業者が表示の改版を進め、消費者が新たな表示ルールの下で商品選択ができるように、新たな表示ルールの普及に努めていく。